



「緑あふれる観光都市」を目指して

緑と花いっぱいの街づくりを応援します！

市の緑豊かな自然資源や歴史風土を保全し、自然と調和した美しい街づくりに取り組むグループ(商業・観光団体、公共的組織、地域づくり団体など)で商業・観光振興につながる植栽活動をされる方に経費の補助を行います。



★募集期間：11月1日(火)～11月30日(水)

●活動の視点

- ◎商業や観光につながる街並み景観づくり
- ◎雄大な自然や歴史、文化にゆっくり、じっくり触れ学べる景観づくり
- ◎地域資源を見直し、周遊、回遊できる景観づくり
- ◎人が交流し、風景の移り変わりや時間を楽しむことができる景観づくり

●補助金の申請

補助金を希望する場合は、市へ申請書の提出が必要です。補助認定については審査のうえ決定しご連絡致します。

市役所まちづくり商工観光課までお気軽にご相談下さい。

●補助の要件

生活道及び遊歩道の沿道等に花木を植栽する、花いっぱい運動

- (例) ①道路、公園、公共施設等に植栽
- ②美しい街並みづくりを実現できる道路及び民間の土地に植栽

※補助対象となる経費は、種子、苗木、樹木代等や事業に要する燃料費・機械借上費・肥料代等とする。ただし、人件費や食糧費は対象としません。

●問合せ先

阿蘇市役所 まちづくり商工観光課
Tel：22 - 3174



ユニバーサルデザイン

誰もが利用しやすい建築物をつくる場合の補助制度のお知らせ

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、通称ハートビル法の制定に伴い、「やさしいまちづくり」を進めている阿蘇市でもこの度、誰もが利用しやすいよう配慮した民間の建築物の工事費に対し補助する「阿蘇市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業」を行うことになりました。

住民に限らず阿蘇市を訪れた誰もが利用しやすいまちづくりに、ぜひ、ご協力いただきますようお願いいたします。

問合せ先：阿蘇市役所建設課
Tel：22 - 3187



*ユニバーサルデザイン(UD)とは
年齢、性別、国籍(言語)や障害の有無等に関係なく、最初から誰もが利用しやすい「まち」や「もの(製品)」「情報・サービス」などをつくっていくことを意味します。

補助制度の概要

ユニバーサルデザイン計画書に基づき、一定の基準を満たした特別特定建築物(店舗やホテル、飲食店など不特定多数の人が利用する建築物)を整備する場合には、県と一体となって建築費の一部を助成する制度です。その部分の補助対象工事費300万円を限度として、3分の2以下(市が3分の1、県が3分の1)の額が助成されます。

(注) 事業計画のある方は、事前に申請が必要ですので、必ず期間に余裕を持って係までご相談ください。